

令和4年度答申第53号
令和4年11月18日

諮問番号 令和4年度諮問第54号（令和4年10月31日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 労働者派遣事業の許可有効期間不更新処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）10条2項の規定に基づき、労働者派遣事業の許可の有効期間の更新の申請（以下「本件更新申請」という。）をしたところ、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が、同条3項の規定に基づき、本件更新申請が労働者派遣法7条1項4号に掲げる基準に適合していないとして当該許可の有効期間を更新しないとする処分（以下「本件不更新処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

(1) 労働者派遣事業の許可

ア 労働者派遣法5条1項は、労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならないと規定している。

イ 労働者派遣法5条2項は、上記アの許可を受けようとする者は、申請書を厚生労働大臣に提出しなければならないと規定し、同条3項は、前項の申請書には、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならないと規定している。

これを受けて、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号。以下「労働者派遣法施行規則」という。）1条の2第2項1号は、労働者派遣法5条3項の厚生労働省令で定める書類は、申請者が法人である場合にあっては、同号のイからヲまでに掲げる書類とすると規定し、同号のトには、「最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書」が掲げられている。

ウ 労働者派遣法施行規則19条は、上記イの許可の申請に必要な書類は派遣元事業主の主たる事務所を管轄する都道府県労働局長（以下「事業主管轄労働局長」という。）を経由して提出するものとする規定している。

(2) 許可の基準等

ア 労働者派遣法7条1項は、厚生労働大臣は、上記(1)のアの許可の申請が同項各号に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならないと規定し、同項4号には、「申請者が、当該事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものであること」が掲げられている。

イ 労働者派遣法7条2項は、厚生労働大臣は、上記(1)のアの許可をしないときは、遅滞なく、理由を示してその旨を当該申請者に通知しなければならないと規定している。

(3) 許可の有効期間等

ア 労働者派遣法10条1項は、上記(1)のアの許可の有効期間は、当該許可の日から起算して3年とすると規定している。

イ 労働者派遣法10条2項は、上記アの許可の有効期間（当該許可の有効期間についてこの項の規定により更新を受けたときにおいては、当該更新を受けた許可の有効期間）の満了後引き続き当該許可に係る労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、許可の有効期間の更新を受けなければならないと規定している。

これを受けて、労働者派遣法施行規則5条1項は、労働者派遣法10条2項の規定による許可の有効期間の更新を受けようとする者は、当該許可

の有効期間が満了する日の3か月前までに、労働者派遣事業許可有効期間更新申請書（様式第1号）を厚生労働大臣に提出しなければならないと規定している。

ウ 労働者派遣法10条3項は、厚生労働大臣は、上記イの許可の有効期間の更新の申請があった場合において、当該申請が労働者派遣法7条1項各号に掲げる基準に適合していないと認めるときは、当該許可の有効期間の更新をしてはならないと規定している。

エ 労働者派遣法10条5項は、上記(1)のイの労働者派遣法5条2項及び3項の規定並びに上記(2)のイの労働者派遣法7条2項の規定は、上記イの許可の有効期間の更新について準用すると規定している。

これを受けて、労働者派遣法施行規則5条2項1号は、労働者派遣法10条5項において準用する労働者派遣法5条3項の厚生労働省令で定める書類は、申請者が法人である場合にあっては、労働者派遣法施行規則1条の2第2項1号のイ、ロ、ニからチまで、リ及びヌからヲまでに掲げる書類とすると規定している。

オ 労働者派遣法施行規則19条は、上記イの許可の有効期間の更新の申請に必要な書類も事業主管轄労働局長を経由して提出するものとする規定している。

(4) 許可要件（許可の基準）及び許可の有効期間の更新要件の判断

ア 平成11年11月17日付け女発第325号、職発第814号労働省女性局長・労働省職業安定局長通達「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律、関係政省令の施行について」の別添「労働者派遣事業関係業務取扱要領」（以下「本件業務取扱要領」という。）は、労働者派遣法7条1項の許可の基準のうち、同項4号の要件（申請者が当該事業を的確に遂行するに足る能力を有するものであること）については、「労働者派遣事業を的確、安定的に遂行するに足る財産的基礎、組織的基礎や当該事業に適した事業所の確保等一定以上の事業遂行能力を要求することにより、労働者派遣事業を労働力需給調整システムの一つとして適正かつ有効に機能させ、派遣労働者の保護及び雇用の安定を図るため、次のような事項（注：財産的基礎、組織的基礎、事業所及び適正な事業運営）について判断する。」とした上で、許可申請事業主に係る財産的基礎の要件は、次のとおりとすると定めている（第3の1の(8)のニ）。そ

して、本件業務取扱要領は、許可要件の審査の参考とするため、事業主に対し、参考資料として「自己チェックシート」（「労働者派遣事業の許可申請にあたっての自己チェックの結果について」（様式第15号）と題する書面をいう。以下同じ。）の提出を求めている（第3の1の5のロの(イ)）。

(ア) 資産（繰延資産及び営業権を除く。）の総額から負債の総額を控除した額（以下「基準資産額」という。）が、2,000万円に当該事業主が労働者派遣事業を行う（ことを予定する）事業所の数を乗じた額以上であること（厚生労働省令により提出することとなる貸借対照表又は労働者派遣事業計画書の「3 資産等の状況」欄により確認する。）。

(イ) 基準資産額が負債の総額の7分の1以上であること。

(ウ) 事業資金として自己名義の現金・預金の額が、1,500万円に当該事業主が労働者派遣事業を行う（ことを予定する）事業所の数を乗じた額以上であること（厚生労働省令により提出することとなる貸借対照表又は労働者派遣事業計画書の「3 資産等の状況」欄により確認する。）。

(エ) 基準資産額又は自己名義の現金・預金の額が増加する旨の申立てがあったときは、公認会計士又は監査法人による監査証明を受けた中間決算又は月次決算による場合に限り、基準資産額、負債の総額及び自己名義の現金・預金の額のいずれについても当該中間決算又は月次決算により確認する。

イ 本件業務取扱要領は、許可の有効期間の更新要件等は、次のとおりとすると定めている（第3の2）。そして、本件業務取扱要領は、許可の有効期間の更新の審査の参考とするため、許可の申請の場合と同様、事業主に対し、参考資料として「自己チェックシート」の提出を求めている（第3の2の(3)のハの(イ)）。

(ア) 許可の有効期間の更新に当たっては、許可の欠格事由及び許可条件違反に該当しないなど、許可申請時及び許可の有効期間更新時において適合していると認めた許可要件について、特段の事情変更がないことを確認しなければならない（第3の2の(4)のイ）。

(イ) 上記(ア)の「特段の事情変更がないこと」の確認に当たっては、更新申請事業主に係る財産的基礎の要件は、許可申請事業主に係る財産的基礎の要件と同様、上記アの(ア)から(エ)までのとおりとする（第3の2の

(4)のロの(イ)のa)。

なお、上記アの(エ)の取扱いについては、日本公認会計士協会が平成30年12月20日付けで公表した「労働者派遣事業等の許可審査に係る中間又は月次決算書に対する合意された手続業務に関する実務指針」に基づいて公認会計士又は監査法人が実施した「合意された手続業務」による中間決算又は月次決算でも可能とする(第3の2の(5)のロ)。

(ウ) 小規模派遣元事業主(一つの事業所のみを有し、常時雇用している派遣労働者が10人以下である中小企業事業主をいう。以下同じ。)であって上記アの(ア)、(イ)又は(ウ)の要件を満たさないものに係る財産的基礎の要件等は、当分の間の措置として、以下のとおりとする(第3の2の(4)のロの(イ)のb。以下これらの要件等を「暫定的な配慮措置」という。)

① 基準資産額が1,000万円以上であること(厚生労働省令により提出することとなる貸借対照表又は労働者派遣事業計画書の「3 資産等の状況」欄により確認する。)

② 基準資産額が負債の総額の7分の1以上であること。

③ 事業資金として自己名義の現金・預金の額が800万円以上であること(厚生労働省令により提出することとなる貸借対照表又は労働者派遣事業計画書の「3 資産等の状況」欄により確認する。)

④ 事業所数については定款及び登記事項証明書又は企業パンフレット等により、常時雇用している派遣労働者の人数については「労働者派遣事業許可有効期間更新申請の当分の間の措置に関する常時雇用する派遣労働者数の報告について」により確認する。

(エ) 小規模派遣元事業主への暫定的な配慮措置により緩和された財産的基礎の要件の適用を求める事業主に対しては、参考資料として次の書類の提出を求める(第3の2の(3)のハの(ニ))。

① 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第7条第1項第4号の財産的基礎に関する要件についての誓約書」(様式第16号)

② 「労働者派遣事業許可有効期間更新申請の当分の間の措置に関する常時雇用する派遣労働者数の報告について」(様式第17号)

(オ) 許可の有効期間の更新の申請について、不更新としたときは、遅滞なく、労働者派遣事業許可有効期間不更新通知書を作成して申請者に交付

する（第3の2の(6)のハ）。

2 事案の経緯

審査関係人間に争いのない事実及び各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、平成31年3月1日付けで、厚生労働大臣から、労働者派遣法5条1項の労働者派遣事業の許可を受けた。

したがって、審査請求人に対する労働者派遣事業の許可の有効期間は、令和4年2月28日までである。

(2) 審査請求人は、令和3年11月30日、事業主管轄労働局長であるA労働局長を経由して、処分庁に対し、労働者派遣事業許可有効期間更新申請書のほか、その添付書類である労働者派遣事業計画書、貸借対照表及び損益計算書等を提出して、労働者派遣法10条2項の規定に基づき、上記(1)の許可の有効期間の更新の申請（本件更新申請）をした。

その際、審査請求人は、「労働者派遣事業許可有効期間更新申請書を提出するにあたり、財産的基礎要件の確認書類を令和4年2月中に提出することで、今回申請書を受理して頂くよう申し立てます。」と記載した申立書（以下「本件申立書」という。）及び「当社は1つの事業所のみからなる中小企業であり、また、常時雇用する派遣労働者は10人以下の予定です。このため、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第7条第1項第4号の要件である財産的基礎に関する要件について、資産の総額から負債の総額を控除した額を2,000万円から1,000万円に緩和すること等とする、「当分の間の措置」に基づいて申請いたします。当社は、許可有効期間中において、本要件を満たすことを誓約いたします。」と記載した誓約書（以下「本件誓約書」という。）も提出した。

（労働者派遣事業許可有効期間更新申請書、労働者派遣事業計画書、貸借対照表及び損益計算書、「申立書」と題する書面（本件申立書）、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第7条第1項第4号の財産的基礎に関する要件についての誓約書」と題する書面（本件誓約書））

(3) 処分庁は、令和4年2月28日付けで、審査請求人に対し、労働者派遣法10条3項の規定に基づき、本件更新申請が「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第7条第1項第4号に掲

げる基準に適合していないため」との理由を付して、上記(1)の許可の有効期間を更新しないとする処分（本件不更新処分）をした。

（労働者派遣事業許可有効期間不更新通知書）

(4) 審査請求人は、令和4年4月20日、審査庁に対し、本件不更新処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

(5) 審査庁は、令和4年10月31日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 本件不更新処分は、違法である。

ア 本件業務取扱要領は、許可の有効期間の更新については、許可申請時及び許可の有効期間更新時の2時点において申請者が財産的基礎の要件を満たしていることを要求しているところ、審査請求人は、令和3年11月30日の許可申請（注：本件更新申請）時においては財産的基礎の要件を満たしていなかったため、申請が認められず、本件不更新処分を受けた。

しかし、労働者派遣法が許可の有効期間の更新の要件として財産的基礎の要件を要求している趣旨は、派遣労働者の保護にあるから、許可の有効期間内に財産的基礎の要件を満たしていれば、派遣労働者の保護に欠けることはない。そうすると、本件業務取扱要領が許可の有効期間の更新について許可申請時及び許可の有効期間更新時の2時点における財産的基礎の要件の充足を要求していることは、労働者派遣法の趣旨に照らして過大な制約であり、労働者派遣法の解釈を誤ったものである。

したがって、本件業務取扱要領に基づく本件不更新処分は、労働者派遣法の解釈適用を誤った違法な処分である。

イ 上記アのとおり、労働者派遣法の趣旨からすれば、許可の有効期間内に財産的基礎の要件を満たしていれば、許可の有効期間の更新が認められるべきであり、審査請求人からの令和3年11月19日の事前相談に対し、A労働局（以下「本件労働局」という。）は、許可の有効期間内に（すなわち、令和4年2月28日までに）財産的基礎の要件を満たしていれば、許可の有効期間は更新される余地があるとの回答をした。そこで、審査請求人は、令和4年2月中に財産的基礎の要件の確認書類を

提出する旨の本件申立書を添えて本件更新申請をした上で、処分庁に対し、同年1月の月次決算の時点において労働者派遣法7条1項4号の基準を満たしていることを証明する関係書類を提出した。

このように、本件更新申請は、許可の有効期間内に労働者派遣法に定める基準を満たしていたにもかかわらず、処分庁は、本件不更新処分をしたから、本件不更新処分は、労働者派遣法の解釈適用を誤った違法な処分である。

(2) 本件不更新処分は、不当である。

ア 審査請求人は、本件労働局からの上記(1)のイの回答に従い、令和3年11月30日の許可申請（注：本件更新申請）の際に、財産的基礎の要件の確認書類を令和4年2月中に提出する旨の本件申立書及び許可の有効期間中に財産的基礎の要件を満たす旨の本件誓約書も提出した。そして、審査請求人は、令和4年1月の月次決算においては財産的基礎の要件を満たしており、その後の月次決算においても、コロナ禍で計画遅延していた入金の見通しがついたため、財産的基礎の要件を満たしている状況であった。

イ ところが、審査請求人は、令和3年12月末頃、本件労働局から、許可申請（注：本件更新申請）時に財産的基礎の要件を満たしていなければ、許可の有効期間の更新は認められないとの連絡を受けた。審査請求人としては、令和3年11月19日の事前相談の時点で、本件労働局から、許可申請（注：本件更新申請）時の同月の月次決算において財産的基礎の要件を満たしていなければ、許可の有効期間の更新は認められないと知らされていれば、緊急に融資を受けるなどして財産的基礎の要件を満たすことが可能であったが、同年12月末頃になって、上記の連絡を受けても、打つ手がなかった。したがって、本件不更新処分は、審査請求人にとっては、正に不意打ちであった。

ウ 審査請求人は、上記アのとおり、本件労働局の回答（指導）に従っていたにもかかわらず、上記イのとおり、不意打ち的に本件不更新処分をされて、労働者派遣事業の継続が不可能となったため、労働者の派遣先から取引の見直しを迫られており、審査請求人の事業に重大な影響が出ている。このような事態になったことは、極めて遺憾であるし、社会全体の利益からみても許されることではない。

エ したがって、本件不更新処分は、仮に、違法な処分でないとしても、

処分庁が裁量権を濫用した不当な処分である。

- (3) 以上の理由により、本件不更新処分を取り消し、審査請求人に対する労働者派遣事業の許可の有効期間を更新することを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 審査庁は、審理員意見書のとおり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとする。

- 2 審理員の意見の概要は、以下のとおりである。

- (1) 本件の争点は、審査請求人が労働者派遣法7条1項4号に規定する「当該事業を的確に遂行するに足りる能力を有するもの」に該当するか否かである。

- (2) 本件業務取扱要領によれば、労働者派遣法7条1項4号の要件のうち、財産的基礎の要件については、小規模派遣元事業主の場合には、「①基準資産額が1,000万円以上、②基準資産額が負債の総額の7分の1以上及び③事業資金として自己名義の現金・預金の額が800万円以上」という暫定的な配慮措置が設けられており、申請者がこれらの要件を満たしているか否かは、「最近の事業年度における貸借対照表」等により確認することとされている。

審査請求人が本件更新申請の際に提出した貸借対照表（令和2年11月30日現在）によれば、審査請求人名義の現金・預金の額は、535万4,433円であるから、審査請求人は、暫定的な配慮措置のうち、上記③の要件を満たしていなかった。

- (3) 審査請求人は、令和3年11月19日の事前相談の時点で、本件労働局から、許可申請（注：本件更新申請）時に財産的基礎の要件を満たしていなければ、許可の有効期間の更新は認められないと知らされていれば、緊急に融資を受けるなどして財産的基礎の要件を満たすことが可能であったと主張する。

しかし、審査請求人は、本件労働局に提出した令和3年11月19日付けの自己チェックシートにおいて、小規模派遣元事業主の場合の財産的基礎の要件（上記(2)の①から③までの要件）を「満たしている」にチェックしているから、本件更新申請時においては財産的基礎の要件を理解していたものと考えられる。

したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

- (4) また、審査請求人は、令和3年11月30日の本件更新申請の際に、財

産的基礎の要件の確認書類を令和4年2月中に提出する旨の本件申立書を提出しているが、同月に審査請求人が提出した書類は、同月16日付けの申立書である。この申立書には、令和4年1月の月次決算以降、財産的基礎の要件の問題は解消される旨の記載がされているだけであるから、この申立書によって審査請求人が財産的基礎の要件を満たすことを確認することはできない。

- (5) さらに、審査請求人は、令和4年1月の月次決算の時点において労働者派遣法7条1項4号の基準を満たしていることを証明する関係書類を提出したと主張するが、審査請求人及び処分庁が提出した資料からは、審査請求人が主張する上記の関係書類を確認することはできない。

上記の関係書類について、処分庁は、本件不更新処分をするまでの間に提出されておらず、提出されたのは本件審査請求の段階で審査請求書の添付資料として提出された決算報告書のみであると主張するが、この主張に対し、審査請求人からの反論はない。

- (6) 以上によれば、処分庁が本件不更新処分をするまでの間に審査請求人が提出した書類のいずれによっても、審査請求人が労働者派遣法7条1項4号に規定する「当該事業を的確に遂行するに足りる能力を有するもの」に該当するとは認めることができない。

したがって、本件不更新処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

- (1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手続に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求の受付 : 令和4年4月20日

反論書の受付 : 同年7月6日

審理員意見書の提出 : 同年10月12日

(反論書の受付から約3か月)

本件諮問 : 同月31日

(本件審査請求の受付から約6か月半)

- (2) そうすると、本件では、審理員は、反論書を受け付けてから審理員意見書を提出するまでに約3か月もの期間を要しているが、反論書は、審査請求人が審査請求書に記載した主張を補充したものにすぎず、新たな主張や

資料を追加したものではないから、審理員意見書の提出に上記のような期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を改善する必要がある。

- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件不更新処分の違法性又は不当性について

- (1) 本件不更新処分は、本件更新申請が労働者派遣法7条1項4号に掲げる基準に適合していないとしてされたものである（上記第1の2の(3)）。労働者派遣法7条1項4号に掲げる基準（「申請者が、当該事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものであること」）については、本件業務取扱要領が、許可申請事業主に「労働者派遣事業を的確、安定的に遂行するに足りる財産的基礎、組織的基礎や当該事業に適した事業所の確保等一定以上の事業遂行能力」があることを要求するものであるとした上で、当該能力の有無を許可申請事業主の財産的基礎、組織的基礎、事業所及び適正な事業運営という事項について判断するとしている（上記第1の1の(4)のア）。

そして、処分庁は、審査請求人が上記事項のうちの財産的基礎の要件を満たしていないとして本件不更新処分をしたとしている（弁明書の記3（処分の理由））。

- (2) 本件業務取扱要領は、許可申請事業主の財産的基礎について、「①基準資産額が、2,000万円に事業所の数を乗じた額以上、②基準資産額が負債の総額の7分の1以上及び③自己名義の現金・預金の額が、1,500万円に事業所の数を乗じた額以上」という要件を定め（上記第1の1の(4)のア）、許可の有効期間の更新についても、上記の要件を適用するとしている（上記第1の1の(4)のイの(イ)）が、小規模派遣元事業主についての許可の有効期間の更新の場合には、暫定的な配慮措置（「①基準資産額が1,000万円以上、②基準資産額が負債の総額の7分の1以上及び③自己名義の現金・預金の額が800万円以上」という要件）を適用するとしている（上記第1の1の(4)のイの(ウ)）。そして、本件業務取扱要領は、更新申請事業主が暫定的な配慮措置を満たしているか否かは「厚生労働省令により提出することとなる貸借対照表」等により確認するとしている（上記第1の1の(4)のイの(ウ)）から、法人である審査請求人の場合には、「最近の事業年度における貸借対照表」等により確認することになる（上記第

1の1の(1)のイ及び(3)のエ)。また、本件業務取扱要領は、更新申請事業主が財産的基礎の要件に関する暫定的な配慮措置の適用を求める場合には、当該事業主に対し、参考資料として「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第7条第1項第4号の財産的基礎に関する要件についての誓約書」（様式第16号）及び「労働者派遣事業許可有効期間更新申請の当分の間の措置に関する常時雇用する派遣労働者数の報告について」（様式第17号）の提出を求めるとしている（上記第1の1の(4)のイの(エ)）。

- (3) 審査請求人は、本件更新申請の際に、処分庁に対し、上記(2)の参考資料を提出して、財産的基礎の要件に関する暫定的な配慮措置を適用するよう求めている（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第7条第1項第4号の財産的基礎に関する要件についての誓約書」と題する書面（本件誓約書）、「労働者派遣事業許可有効期間更新申請の当分の間の措置に関する常時雇用する派遣労働者数の報告について」と題する書面）。

そこで、審査請求人が財産的基礎の要件に関する暫定的な配慮措置を満たしていたか否かについて検討すると、審査請求人が本件更新申請の際に申請書の添付資料として提出した貸借対照表（令和2年11月30日現在）によれば、基準資産額は1,683万9,096円（＝1,784万1,946円（資産の総額）－100万2,850円（負債の総額））であり、現金・預金の額は535万4,433円であるから、審査請求人は、本件更新申請の時点においては、財産的基礎の要件に関する暫定的な配慮措置のうち、上記(2)の①及び②の要件は満たしていたが、上記(2)の③の要件（以下「本件要件」という。）は満たしていなかった。

そのため、審査請求人は、本件更新申請の際に、財産的基礎の要件の確認書類を令和4年2月中に提出する旨の本件申立書及び許可の有効期間中に財産的基礎の要件を満たす旨の本件誓約書を提出している（上記第1の2の(2)）が、一件記録によれば、審査請求人が、処分庁に対し、本件要件を満たしたことを確認することができる資料を処分庁が（審査請求人に対する労働者派遣事業の許可の有効期間の満了日である同月28日に）本件不更新処分をするまでの間に追加提出した形跡は認められない。

この点について、審査請求人は、令和4年1月の月次決算の時点において労働者派遣法7条1項4号の基準を満たしていることを証明する関係書

類を提出したから、本件不更新処分は労働者派遣法の解釈適用を誤った違法な処分であると主張する（上記第1の3の(1)のイ）が、上記の関係書類を具体的に特定していないため、審査請求人が、提出したどの資料をもって、労働者派遣法7条1項4号の基準（すなわち、本件要件）を満たしているかと主張しているかが明らかではない。一件記録によれば、審査請求人が本件更新申請の後に提出した本件要件に関する資料は、①令和4年2月16日付けの申立書及び②決算報告書（第17期）中の貸借対照表（令和4年1月31日現在）であるが、上記①の申立書には、「本年（注：令和4年）1月の月次決算以降、コロナ禍で計画遅延していた業務の入金見通しもついたことから、資金要件の問題は解消される」との記載がされているだけであるから、これでは、本件要件を満たしたことを確認することができる資料を提出したとはいえない。また、上記②の資料は、本件審査請求の際に、審査請求書の添付資料として提出されたものである（処分庁が、弁明書において、同旨の指摘をした上で、本件要件を満たしたことを確認することができる資料は本件不更新処分をするまでの間に提出されなかったと主張しているが、この指摘及び主張に対し、審査請求人は、反論書において、全く反論をしていない。）から、これでは、本件要件を満たしたことを確認することができる資料を処分庁が本件不更新処分をするまでの間に提出したとはいえない。

したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができず、本件更新申請は、財産的基礎の要件に関する暫定的な配慮措置のうちの本件要件を満たしていなかったという点で、労働者派遣法7条1項4号に掲げる基準に適合していなかったといえることができる。

(4) 最後に、審査請求人のその他の主張について検討する。

ア 審査請求人は、令和3年11月30日の許可申請（注：本件更新申請）時においては財産的基礎の要件を満たしていなかったため、申請が認められず、本件不更新処分を受けたが、本件業務取扱要領が許可申請時及び許可の有効期間更新時の2時点において申請者が財産的基礎の要件を満たしていることを要求していることは労働者派遣法の解釈を誤ったものであるから、本件業務取扱要領に基づく本件不更新処分は労働者派遣法の解釈適用を誤った違法な処分であると主張する（上記第1の3の(1)のア）。

しかし、本件不更新処分は、上記(3)のとおり、審査請求人が財産的基礎

の要件に関する暫定的な配慮措置のうちの本件要件を満たしたことを確認することができる資料を処分庁が本件不更新処分をするまでの間に提出しなかったため、本件更新申請が労働者派遣法7条1項4号に掲げる基準に適合していないとしてされたものであって、審査請求人が主張するように、本件更新申請時において本件要件を満たしていなかったことを理由としてされたものではないから、審査請求人の上記主張は、その前提を欠き、採用することができない。

なお、審査請求人の上記主張は、本件業務取扱要領が許可の有効期間の更新申請時においても財産的基礎の要件を満たしていることを要求しているとの解釈を前提としたものであるが、本件業務取扱要領は、許可の有効期間の更新について、「許可の欠格事由及び許可条件違反に該当しない等、許可申請時及び許可の有効期間更新時において適合していると認めた許可要件について、特段の事情変更がないことを確認しなければならない」と定めているから、上記の「許可申請時及び許可の有効期間更新時」とは、「当初の許可時及び過去の有効期間更新時」を意味しているものと解され、この点でも、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

イ 審査請求人は、本件労働局に事前相談をし、その回答（指導）に従っていたにもかかわらず、不意打ち的に本件不更新処分をされ、審査請求人の事業に重大な影響が出ているなどとして、本件不更新処分は処分庁が裁量権を濫用した不当な処分であるとも主張する（上記第1の3の(2)）。

しかし、本件においては、以下の事情が認められる。

(ア) 本件労働局は、令和3年7月26日付けで、審査請求人に対し、労働者派遣事業の許可の有効期間が令和4年2月28日をもって満了するとして、許可の有効期間の更新要件を満たしているかを確認するため、更新前集団定期指導を令和3年9月7日に実施するとの案内をした（「更新前集団定期指導及び労働者派遣事業許可有効期間の更新手続の案内について」と題する書面）。この案内には、「労働者派遣事業許可有効期間更新申請必要書類等のご案内」などの資料が同封されていた。

① 上記の更新前集団定期指導には、審査請求人の業務部の担当者Bが出席したが、その出欠確認表の「許可要件の確認」欄の「資産要件を満たしていますか。」との質問に対し、審査請求人は、「いる」と回

答している。

② 上記の「労働者派遣事業許可有効期間更新申請必要書類等のご案内」には、更新申請事業主の財産的基礎の要件（資産要件）に関し、「小規模派遣元事業主への暫定的な配慮措置（更新申請に限る）」として本件要件が明記されている。

(イ) 審査請求人が本件更新申請の際に参考資料として提出した自己チェックシート（令和3年11月19日付け）には、「（1事業所のみ）中小企業」の項目に掲げる「財産的基礎を満たしている」にチェックがされているところ、当該項目にも、本件要件が明記されている。

なお、自己チェックシートは、「事業主が許可申請（注：許可の有効期間の更新の申請の場合にあっては、更新申請）に必要な要件等を理解、認識して提出することを目的とするもの」とされている（本件業務取扱要領の第3の1の(5)のロの(イ)。なお、上記(ア)の「労働者派遣事業許可有効期間更新申請必要書類等のご案内」の「許可有効期間更新申請に必要な書類」の項目の「参考資料」の部分にも、同旨の説明がされている。）。

(ウ) 審査請求人は、本件更新申請の際に、財産的基礎の要件の確認書類を令和4年2月中に提出する旨の本件申立書及び許可の有効期間中に財産的基礎の要件を満たす旨の本件誓約書を提出しているが、上記(3)のとおり、審査請求人は、本件更新申請の際に、財産的基礎の要件に関する暫定的な配慮措置のうち、本件要件以外の要件は満たしていたのであるから、本件申立書及び本件誓約書は、本件要件を満たすことを確認することができる書類を同月28日までの許可の有効期間内に提出することを約束したものであることが明らかである。

以上によれば、本件労働局は、労働者派遣事業の許可の有効期間が満了する事業主に対し、許可の有効期間の更新要件を満たしているかを確認するために更新前集団定期指導を実施するとの案内をし、審査請求人は、この更新前集団定期指導に参加したこと、審査請求人は、本件更新申請の時点においては、更新申請事業主の財産的基礎の要件（資産要件）のうち、本件要件を満たしていないことを十分に理解し、認識していたこと、そこで、審査請求人は、本件更新申請の際に、処分庁に対し、本件要件を満たすことを確認することができる資料を令和4年2月28日までの許可の有効期間内に提出することを約束した本件申立書及び本件誓約書を提出した

ことが認められる。

したがって、本件不更新処分は、審査請求人が主張するように、不意打ち的な処分であったとはいえないから、審査請求人の上記主張も、採用することができない。

- (5) 上記(1)から(4)までで検討したところによれば、本件不更新処分は違法又は不当であるとは認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴 公	美
委	員	村	田	珠	美